

# 77キャッシュカード規定

## 1. カードの使用

普通預金(総合口座取引の普通預金を含む。以下同じ。)および貯蓄預金について発行した77キャッシュカード(以下これらを「カード」という。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に使用することができます。

- (1) 当行および当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金受入業務を提携した金融機関等(以下単に「提携先」という。)の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下単に「自動機」という。)を利用して普通預金または貯蓄預金に預入れをする場合
- (2) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下単に「提携先」という。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下単に「自動機」という。)を利用して預金を払戻す場合
- (3) 当行の自動振替機(振替を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下単に「自動機」という。)を利用して預金を払戻し、その払戻金を振替資金として振替入金をする場合、および総合口座定期預金の自動解約を予約し、元利金を振替資金として振替入金をする場合
- (4) 当行および提携先の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下単に「自動機」という。)を利用して預金を払戻し、その払戻金を振込資金として振込を依頼する場合
- (5) デビットカード取扱加盟店(以下単に「提携先」という。)の端末機(以下単に「自動機」という。)を利用して預金を払戻し、その払戻金をデビットカード取引にかかる支払いに充当する場合
- (6) その他当行が定めた取引をおこなう場合

なお機種によっては、これらの取扱いができない場合があります。詳細は窓口にお尋ねください。

## 2. 自動機による預金の預入れ

- (1) 自動機を利用して預金に預入れをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入してください。
- (2) 自動機による預入れは、自動機の機種により当行(提携先の自動機使用の場合は、その提携先)所定の種類の紙幣または硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行(提携先の自動機利用の場合は、その提携先)所定の枚数による金額の範囲内とします。

## 3. 自動機による預金の払戻し

- (1) 自動機を利用して預金を払戻す場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額をタッチパネル等により正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による1回あたりの払戻しは、自動機の機種により当行(提携先の自動機利用の場合は、その提携先)が定めた金額の範囲内とします。
- (3) 自動機による1日あたりの払戻しは、その他のカードによる取引の金額と合算し、14.の1日あたりの払戻限度額の範囲内とします。
- (4) 当行および提携先の自動機により払戻す場合に、払戻金額と6.(1)の自動機利用手数

料金額との合計額が払戻すことのできる金額(総合口座取引の普通預金取引については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは払戻すことはできません。

#### 4. 自動機による振替入金

- (1) 自動機を利用して振替資金を預金口座から払戻し、振替入金をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機に払戻口座のカードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証番号および振替入金金額をタッチパネル等により正確に入力してください。この場合、払戻口座の通帳、払戻請求書および振替入金口座の入金票の提出は必要ありません。なお、振替入金できる預金は、当行の定めた預金とします。
- (2) 自動機による1回あたりの振替入金は、当行の定めた金額の範囲内とします。
- (3) 自動機による1日あたりの振替入金は、その他のカードによる取引の金額と合算し、14.の1日あたりの払戻限度額の範囲内とします。
- (4) 自動機画面表示等の操作手順に従ってタッチパネル等により操作し、振替入金金額の確認操作をしてください。確認操作された後は、自動機による振込入金の取消はできません。取消を必要とする場合は、振替入金口座名義人の承諾が必要となります。
- (5) 自動機を利用して総合口座定期預金(取扱対象となる定期預金の種類等は、当行が定めたものとします。)の解約予約をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、通帳および入金口座となる普通預金のカードを挿入し、届出の暗証番号と解約予約を行う定期預金の預入番号等を正確に入力してください。この場合、指定された総合口座定期預金を満期日(最長預入期間)に通帳および払戻請求書なしに自動的に解約のうえ、元利金を普通預金口座に入金します。(期日指定定期預金および半年複利型定期預金の場合は、各預金の据置期間経過後に行われた解約予約操作の翌営業日を満期日とみなします。)

#### 5. 自動機による振込

- (1) 自動機を利用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、通帳、払戻請求書および振込依頼書の提出は必要ありません。
- (2) (1)の操作においては、自動機の画面に表示された振込依頼の内容等を確認のうえタッチパネル等により確認操作をしてください。確認操作された後は、自動機による振込の訂正・組戻しはできません。訂正・組戻しが必要な場合には、窓口営業時間内に取扱店の窓口にご相談ください。
- (3) 自動機による振込は1円単位とし、1回あたりの振込は、当行が定めた金額の範囲内とします。
- (4) 自動機による1日あたりの振込は、その他のカードによる取引の金額と合算し、14.の1日あたりの払戻限度額の範囲内とします。
- (5) 振込金額と振込手数料金額および6.の自動機利用手数料金額との合計が払戻すことのできる金額(総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、その振込はできません。
- (6) 自動機の操作を完了したときは、すみやかに振込金額、振込手数料金額等を通帳または「ご利用明細」の記載内容により確認し、取引内容または残高に疑義のあるときは直ちに取扱店の窓口へ申し出てください。

(7) 自動機による振込依頼をした後に、通信機器、回線またはコンピュータ等の障害その他のやむをえない事由により振込金の入金不能または入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 6. 自動機利用手数料等

(1) 自動機を利用して預金の預入れ・払戻しをする場合には、当行および提携先の所定の自動機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」という。)をいただきます。

なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

(2) (1)の自動機利用手数料は、預金の預入れ・払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

(3) 振込手数料は、振込金額の引落し時に通帳および払戻請求書なしで当該預金口座から自動的に引落します。

## 7. 代理人による預金の預入れ・払戻し・振替入金および振込

(1) 代理人(預金名義が個人の場合、代理人は配偶者に限ります。)による預金の預入れ・払戻し・振替入金および振込の依頼をする場合には、本人から代理人の暗証届を提出してください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。

(2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。

(3) 代理人のカードの使用についても、この規定を適用します。ただし、解約予約の取扱はできません。

## 8. カードによる窓口での入金

カードによる窓口での入金の場合は、当行所定の入金票に氏名および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。

## 9. 自動機故障時等の取扱い

(1) 停電、故障等により自動機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が定めた金額を限度として、当行本支店の窓口でカードにより預金を払戻し、または預入れをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはできません。

(2) (1)による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に記入のうえ、カードとともに提出してください。

(3) 停電、故障等により自動機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、(1)および(2)によるほか振替入金口座の通帳および入金票を提出することにより振替入金をおこなうこと並びに振込依頼書を提出することにより振込を行うことができます。

## 10. カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入

(1) カードにより預入れた金額、払戻した金額(振替資金、振込資金として払戻した金額を含む。以下同じ。)、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、当行本支店の窓口または当行の自動機等により行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、自動機の機種によっては、この取扱いができない場合があります。

(2) 預入れた金額と自動機利用手数料金額は、それぞれの金額を分けて通帳に記入します。

(3) 払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額は、それぞれの金額を分けて通帳に記入します。

## 11. カードの保管・暗証番号の管理等

(1) 当行は、自動機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであ

ること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。

- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、カードは、折りまげたり、テレビの上など磁気のあるところに置いておくと使用できなくなることがあります。
- (3) 暗証番号は、生年月日、電話番号、住所の地番、車両ナンバー、連続した数字等の他人に推測されやすい番号の使用を避け、他人に知られないよう管理してください。なお、当行の行員などがカードの暗証番号を尋ねることはありません。
- (4) カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことに気づいた場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (5) カードが盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

## 12. 偽造カード等による払戻し等

偽造または変造カードによる払戻しについて、本人が個人である場合には、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

## 13. 盗難カードによる払戻し等

- (1) 本人が個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カード不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるもの示していること

- (2) (1)の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」という。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) (1)および(2)の規定は、(1)にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) (2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいず

れかに該当する場合

- A. 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
- B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など)によって行われた場合
- C. 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

#### **14. 1日あたりの払戻限度額**

カードによる取引(合計)の1日あたりの限度額(以下「払戻限度額」という。)は、次のとおりとします。

- ① 対象となる取引は、当行所定の範囲内とします。
- ② 払戻限度額は、当行所定の金額とします。ただし、本人から当行所定の方法により変更の申出があり、当行がその申出を承諾した場合は、その申出の金額とします。

#### **15. 自動機による総合口座の当座貸越の利用停止**

自動機を利用した払戻し(振替、振込による払戻しを含む。)による総合口座の当座貸越の利用を停止(もしくは利用停止を解除)する場合は、本人から書面によって届出てください。

#### **16. カードの紛失、届出事項の変更等**

カードを紛失した場合、または氏名、代理人その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、12.または13.に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

#### **17. カードの再発行等**

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

#### **18. 自動機の誤入力等**

当行の自動機の利用に際し、金額、口座番号等の誤操作により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の自動機を利用した場合の当行および提携先の責任についても同様とします。

#### **19. 解約等**

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの使用を取りやめる場合には、カードをカード発行店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行および提携先がカードの使用を不相当と認めた場合には、その使用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードをカード発行店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの使用を停止することがあります。この場合、カード発行店の窓口において当行所定の本人確認書類の提示等を受け、当行が本人であること等を確認できたときに停止を解除します。

- ① 20.に定める規定に違反した場合

- ② カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

## **20. 譲渡、質入れ等の禁止**

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

## **21. 規定の変更等**

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) (1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

## **22. 規定の適用**

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定等各種預金規定、デビットカード取引規定および振込規定により取扱います。

以 上